

依頼試験・技術支援・認証業務規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人産業安全技術協会（以下「協会」という。）が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号別表の11に規定されている「事故又は災害の防止」に資する公益事業として、国内外の労働安全衛生の向上と事故・災害・疾病等の防止に寄与することを目的として、協会の定款の規定に基づき、依頼事項申請者（以下「申請者」という。）からなされた依頼業務を実施するための準則を定めるものである。

第2条（依頼業務）

協会は、申請者からの依頼・申請を受けて、別紙1に定める各依頼業務を実施する。

第2章 依頼業務に関する手続き

第3条（依頼手続き）

- 1 協会は、申請者から依頼業務の申し出があった場合、依頼業務の実施可能性について検討し、必要に応じて申請者と協議の上、その結果を5営業日以内を目安として申請者に通知するとともに、依頼業務の実施が可能な場合は見積書を発行する。なお、見積書に記載する費用と納期は、変更の余地を含むものである。
- 2 申請者は、前項の見積書の業務を協会に依頼するときは、協会が別途定める様式の申請書で申請するものとする。
- 3 申請者が前項の申請書を提出した場合、協会と申請者との間に依頼業務に関する業務委託契約が成立したものとみなす。
- 4 前3項にかかわらず、過去に実績のある依頼業務については、申請者は、見積書の発行前に協会に申請書を提出することができる。この場合、協会が申請者に対して申請書に基づく見積書を発行した時点で、協会と申請者との間に依頼業務に関する業務委託契約が成立したものとみなす。

第4条（依頼業務の取り下げ）

申請者は、依頼業務を取り下げる場合は、協会に対して文書でその旨を通知するものとする。

第5条（依頼業務の変更）

- 1 申請者は、依頼業務開始後に依頼業務を変更する場合は、速やかに協会に文書で通知するものとする。

- 2 協会は、前項通知がなされた場合、5 営業日以内を目安に再申請、変更申請（再見積りを含む）又は業務終了となるかを判定し、必要な手続き等を申請者に通知しなければならない。
- 3 前項において変更申請として判定されるときは、申請者は、変更申請の申請書（以下、「変更申請書」という。）を協会に提出し、協会は、当該変更申請書に基づいて見積書（すでに実施した依頼業務を含めたもの）を作成するものとする。この場合、協会が申請者に対して変更申請書に基づく見積書を発行した時点で、協会と申請者との間に依頼業務に関する業務委託契約が成立したものとみなす。

第 3 章 依頼業務の実施

第 6 条（依頼業務の実施）

- 1 協会は、第 3 条（依頼手続き）が完了した後、遅滞なく、依頼業務に着手しなければならない。
- 2 協会は、依頼業務の納期遵守に努めなければならない。
- 3 協会は、依頼業務の過程で発生した不適合、不明点等、当該業務の継続に支障を来すおそれがある事態が確認された場合、5 営業日以内を目安に申請者に通知し、対応を協議しなければならない。

第 7 条（試験用サンプルの取扱い）

- 1 申請者は、協会の求めがある場合、協会に対して、依頼業務の実行に当たって協会が必要と認めた種類及び数量の試験用サンプルを提供しなければならない。
- 2 協会は、依頼業務が終了したときは、申請者の選択に従い、遅滞なく、試験用サンプルを申請者に返却し、又は廃棄処分する。返却及び廃棄処分にかかる費用は、申請者が負担するものとする。

第 4 章 報告書

第 8 条（報告書）

- 1 協会は、依頼業務を実施した後、申請者に対して、あらかじめ申請者と合意した様式の報告書を発行する。ただし、申請時に報告書の様式について申請者と取り決めがなされていない場合は、この限りではない。
- 2 協会は、発行済みの報告書について、発行後 2 週間以内に見つかった誤記または明確な誤りを除き、事後修正は行わない。
- 3 報告書の申請者への納品をもって、依頼業務は完了とする。

第 9 条（報告書等の使用制限）

- 1 申請者は、報告書等（報告書に加えて、報告書の文案・草稿など検討段階の

ものも含む。以下においても同じ。)を自己のためにのみ利用することができるが、協会への書面による事前の承諾無く、第三者に開示し、又は第三者のために利用してはならない。

- 2 申請者は、報告書等を、協会の書面による事前の承諾無く改変又は翻案してはならない。

第5章 手数料等の請求、支払い及び返金

第10条 (手数料等)

- 1 協会は、第6条(依頼業務の実施)及び第8条(報告書)に係る手数料を算定し、申請者に請求するものとする。ただし、当該算定額が、見積書の金額を超える場合、申請者と協議の上、調整するものとする。手数料の額及び算定方法は、この規程とは別に定める。
- 2 協会は、第6条(依頼業務の実施)に基づいて依頼業務を実施するに当たり、業務調整が必要な場合は、申請者と協議の上、この規程とは別に定めた業務調整付帯費を申請者に前項の手数料に加算して請求するものとする。

第11条 (依頼業務の取り下げに係る費用)

第4条(依頼業務の取り下げ)の規定に基づき、申請者が依頼業務を取り下げる場合、依頼業務の開始前に協会と申請者との間で具体的な取り決めがなされている場合を除き、手数料の変更又は返金(事前に手数料が支払われている場合)は行わないものとする。ただし、当該取り下げの理由として協会の責に帰すべき事由が含まれる場合、手数料の取り扱いは、協会と申請者が協議によって定めるものとする。

第12条 (依頼業務の変更に係る費用)

第5条(依頼業務の変更)に基づき、依頼業務が変更になった場合、必要に応じて、協会は再申請又は(及び)再契約による手数料を申請者に請求するものとする。依頼業務が終了した場合は、第10条(手数料等)の規定によることとし、事前に手数料が支払われている場合、返金を行わない。

第13条 (特別な費用)

- 1 依頼業務の実施に当たり、協会の職員の出張、機器の運搬その他の特別な理由による費用の支出が発生するときは、申請者がその費用を負担する。
- 2 協会は、前項の費用について、手数料とは別に、随時、申請者に請求することができる。

第6章 雑則

第14条 (保証)

- 1 申請者は、依頼業務の実施内容及び成果が第三者の権利に抵触しないことを

保証する。

- 2 協会または申請者が、依頼業務の実施内容及び成果について第三者から何らかの請求、異議の申立て等（以下請求等という）を受けた場合、申請者は、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決するとともに、かかる請求等から協会を防御し、協会に影響を与えないものとする。また、かかる請求等の処理解決に関して、協会の要請に基づき協会に協力するとともに、協会に生じた損害を賠償するものとする。

第 15 条（免責）

- 1 協会は、申請者から提供された試験用サンプル又は情報等に基づいた試験等の結果については、それらに限って責任を負うものとする。また、協会が発行した報告書等に基づいて申請者が独自に行う判断、措置、その結果等については、協会は一切の責任を負わないものとする。工場監査などに際してサンプリングによって得られた結果は、その適合性等を完全に保証するものではない。
- 2 協会の過失によって申請者が被った損害については、申請者が当該依頼業務に支払った手数料（第 10 条（手数料等）及び第 13 条（特別な費用）に該当するもの）の総額を限度として、これを補償するものとする。

第 16 条（秘密保持義務）

- 1 協会（役職員、従業員等を含み、その職を退いた後も同様とする）は、その業務によって知り得た申請者の秘密を厳に秘密として保持し、申請者の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また依頼業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
- 2 申請者（役職員、従業員等を含み、その職を退いた後も同様とする）は、依頼業務の過程で知り得た協会の秘密を厳に秘密として保持し、協会の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 申請者は、協会と別途守秘義務契約を結ぶことができる。ただし、当該契約の内容が、本規程に定める内容と矛盾する場合、本規程の定めが優先する。

第 17 条（知的財産権に関する条項）

- 1 協会による依頼業務の実施に関わらず、依頼業務の対象となる試験用サンプルについての知的財産権は、従前の権利者に帰属する。
- 2 依頼業務の開始以前から、又依頼業務の過程で得られた技術的知見（新たな試験方法等）の知的財産権は、協会に帰属する。

第 18 条（反社会的勢力排除条項）

- 1 申請者又は協会は、(i)暴力団・暴力団員・その他の反社会的勢力・これらと密接な関係を持つ者ではないこと、及び、(ii)暴力的な要求行為・詐術行為・業務妨害行為を行わない者であることを、他方当事者に保証する。

- 2 申請者又は協会が前項の保証に反した場合に、他方当事者は、何らの催告を行うことなく直ちに、業務を解除することができる。解除によって他方当事者に損害が生じた場合に、当該申請者又は協会は、この損害を賠償しなければならない。なお、解除によって当該申請者又は協会に仮に損害が生じても、当該申請者又は協会がこれを他方当事者に請求することはできない。

第 19 条（施行細則）

この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- （１）この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- （２）この規程の施行により、以下の規程は廃止する。
 - 1）安全衛生性能試験規程
 - 2）鉋工業品安全性能試験規程
 - 3）機械等安全認定規程
 - 4）安全標章認定規程
 - 5）安全衛生技術指導規程
- （３）平成 27 年 3 月 1 日一部改正：第 3 条（４）、別表 1（４）
- （４）平成 27 年 7 月 10 日一部改正：第 3 条（２）、別表 1（２）
- （５）平成 30 年 5 月 1 日一部改正：別表 1（２）
- （６）平成 30 年 8 月 14 日一部改正：別表 1（３）、別表 2（２）
- （７）令和 4 年 8 月 1 日全面改正
- （８）令和 6 年 2 月 1 日全面改正

依頼試験・技術支援・認証業務規程 業務一覧

1. 依頼試験（性能試験）

記号	分類	備考
	機械器具等の性能試験	
A-1	防爆電気機器	
A-2	防爆非電気機器	
A-3	乾式安全器	
A-4	安全靴	
A-5	プロテクティブスニーカー	
A-6	墜落制止用器具	
A-7	研削といし	
A-8	保護帽	
A-9	防火帽	
	マスクの性能試験	
B-1	防じん・防毒マスク・電動ファン付き呼吸用保護具の面体	
B-2	吸収缶・ろ過材料の粒子捕集	
B-3	防毒マスク吸収缶・吸着剤	
B-4	電動ファン付き呼吸用保護具	
B-5	化学防護服	
B-6-1	マスクのフィットテスト(被験者 10 人による型式の性能評価)	
B-6-2	マスクのフィットテスト(着用者のフィット性評価)	
B-6-3	マスクの定性的フィットテスト（着用者のフィット性評価）	
B-7	T9002 マスク	
B-8	医療用マスク等資材の検品	
B-12	アイソレーションガウンの検査	
B-15	JIS T 8153 送気マスク	
B-16	JIS T 9001 マスク	
B-17	JIS T 8159 呼吸用保護具の漏れ率	
	物質又は材料の特性評価試験	
C-1	粉体	
C-2	ガス・蒸気	
C-3	液体	
C-4	固体	
	静電気の性能試験	

D-1	液体・固体・粉体の導電率	
D-2	帯電防止処理の施された加工品等の帯電防止	
D-3	導電性繊維混入布地・加工品等の帯電防止	
D-4	静電気対策資材登録制度	

2. 技術支援

記号	分類	備考
A	個別及び型式検定申請に関する支援業務	
B	試験結果書・試験成績書発行	
B	検定合格画像コピー提供	
B	合格証・添付図面等の訂正	
B	構造規格適合証明書発行	
C	英文合格証発行	
D	海外認証申請代行	
E	海外認証機関代行工場監査	
	規格・規制情報発信契約	
E-1	技術相談	
E-2	技術支援（試験）	
F-1	講習会	
F-2	安全衛生技術に関する講演	
F-3	安全衛生技術に関する研修	
	会長が認めた技術相談及び支援	

3. 認証業務

種別	分類	備考
	IECEX システムの機器認証スキーム	
H	TIIS 認証	

以上